未公開株

過去に受けた損失を取り戻せると未公開株を購入させられた

<相談内容>

過去にエビ養殖事業で必ず儲かると言われて投資したが、事業の実態がなく業者が倒産するという被害に遭い、100万円程の損失を出したことがある。見知らぬ業者から、これまでの損失を取り戻せると電話勧誘を受けた。そのためには太陽光発電の会社から未公開株を買う必要がある。株式市場に上場確実なので、今購入すれば必ず儲かると言われて、指示されるままに130万円分の株を購入した。株発行会社に振込み後、実在する会社なのか信用できる話なのか心配になった。

<処理概要>

電話勧誘業者が金融商品取引業の登録をしているか調べたところ、無登録であった。株を発行している太陽光発電業者に電話したところ、自社の新株を発行し販売しているが、電話勧誘業者は知らない。相談者から購入の申し込みがあったので売っただけだが、解約、返金を検討するとの回答があった。その後、相談者に半年後に全額返金すると業者から提案があった。信用性に欠けるので、弁護士への相談を勧めた。

※未公開株とは?

証券取引所などの株式市場に上場されていない株式のこと。

〈ワンポイントアドバイス〉

未公開株や社債などを販売する場合には金融商品取引業の登録が必要

- ●無登録であるにもかかわらず、他社銘柄の売買を行っているものは金融商品取引法違反の可能性が高いです。無登録業者が「未公開株・社債」などの売付けを行った場合や、売付けの媒介を行った場合、その売買契約は原則無効になります。
- ●勧誘してきた業者が登録しているかは、金融庁 ・財務局のホームページや電話で確認することができます。(金融サービス利用者相談室0570-016811)
- ●登録を行っている証券会社であっても、「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁止されています。
- ●自己募集(発行会社が、自社の新株の販売勧誘を行う)によって、未公開株が販売される例があります。自己募集の場合は、登録せずに自社株式を販売することができますが、金融商品販売法の適用を受け、重要事項の説明義務(リスクの説明)があり、断定的判断の提供が禁止されています。重要事項の説明義務違反や、断定的判断の提供等によって、消費者が損害を被った場合、金融商品販売業者には損害賠償義務が生じます。
- ●不審な勧誘を受けた時は、日本証券業協会「未公開株通報専用コールセンター0120-344-999」へ連絡してください。

投資詐欺

被害を取り戻してあげると言われて…二次被害!

<相談内容>

4年前A社への投資詐欺に遭った。先月社債販売の仲介業者というB社から「A社の隠し財産が見つかった。被害金300万円を取り戻してあげる代わりに、地域限定で販売されるC社社債15日をあなた名義で買って欲しいという個人投資家がいる」と電話があった。謝礼として30万円支払うということだったので、被害回復とあわせて330万円受け取れるならと思いC社の社債15日分、150万円をB社が指定する口座に振り込んだが、B社とのやりとりについては他人に口外しないよう言われ不審に思った。

<処理概要>

勧誘してきたB社は、なぜか相談者の被害額を知っており、また振込先もB社の指定する口座で、 社債発行会社の存在も明らかでなかった。投資被害者をねらう詐欺と思われる。振り込みをした直 後だったので、すぐに振り込み手続きをした金融機関で振り込み依頼の撤回を申し出るよう、既に 振込処理が完了して受取人に入金されている場合は警察に相談するよう助言した。

<ワンポイントアドバイス>

巧妙な劇場型勧誘に注意!

- ●以前投資詐欺にあった人に対して被害回復をうたい時間をかけて信用させ、新たな契約をさせ被害が広がるケースがあります。ここ数年は「自分は購入する資格がないので、代わりに申し込んでくれれば謝金を払う」「購入額以上で買い取る」など消費者の利益になるような説明で契約させようとする劇場型勧誘(買え買え詐欺)の手口がより巧妙化、悪質化しており、相談が後を絶ちません。
- ●口座振り込みを利用せず郵送や手渡しで支払わせる事例もあり、一度払ったお金を取り戻すのは非常に困難です。
- ●お金を振り込んだ直後から業者と連絡が取れない、共謀して劇場型勧誘が行われているなど 犯罪の疑いがある場合は、警察に届け出ることや振り込め詐欺救済法に基づく口座凍結を依 頼するなど早急な対応が求められます。
- ●振り込め詐欺救済法(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払い等に関する法律)は、振り込め詐欺等の場合に振込先の口座を凍結して被害回復分配金の支払い手続き等を定めています。(詳しくは預金保険機構ホームページ参照)

投資用マンションの勧誘

夫が投資用マンションの購入契約をした。解約できないか

<相談内容>

出産のため実家に帰っている間に夫が投資用マンションの購入契約をしていた。夫によると勤務 先に「老後の生活設計のために投資用マンションの購入をしないか」と電話があった。資金はない と伝えたが「ローンを組めばよい。ローンの返済は家賃収入で賄える」などの説明があった。職場 での長電話は困るので自宅に招き、説明を聞いたところ「ローン以上の家賃収入も見込める。節税 対策になる」と良い話ばかりするので契約したという。夫に、万一借り手がなければローンが払え なくなるなどのリスクを伝え、説得した。どうにか解約できないか。

<処理概要>

契約は成立しており、登記も済んでおり無条件での解約は難しい状況であった。消費者契約法では、将来消費者が受け取る金額について不確実であるにも関わらず利益があるかのような断定的な判断を提供した場合など契約の取り消しをできることもあるので早急に弁護士相談を受けるよう助言した。

〈ワンポイントアドバイス〉

リスクが伴う投資用マンションの強引な勧誘に注意!

- ●宅地建物取引業者が行う宅地建物取引は特定商取引法の適用外です。特定商取引法のクーリング・オフはできませんが、宅建業法にもクーリング・オフの規定があります。宅地建物取引業者が自ら売り主となり、事務所等以外の場所において売買契約を締結した場合に限っています。物件の引渡しを受け、かつ代金全額を払った場合、または8日経過した場合はクーリング・オフできないとされています。
- ●投資に興味がないのであれば、はっきり断ること。あいまいな態度をとると「購入の見込みがある客」と思われ、電話勧誘が続くことになってしまいます。
- ●会った時に脅迫され契約に至った例もあります。買う気がなければ会わないこと。脅迫された 時は警察に被害届を出しましょう。
- ●宅地建物取引業施行規則

規則第16条の12第1号では、以下の勧誘行為を禁止しています。

- (イ) 勧誘に先立って宅地建物取引業者の名称及び当該勧誘を行う者の氏名並びに契約の締結に ついて勧誘をする目的である旨を告げずに勧誘を行うこと。
- (ロ)勧誘の相手が当該契約を締結しない旨の意思を表示したにも関わらず、勧誘を継続すること。
- (ハ) 迷惑を覚えさせるような時間に電話し訪問すること。
- (二) 深夜または長時間の勧誘等により困惑させること。

製造物責任法(PL法)

化粧石鹸による皮膚障害

<相談内容>

6年前、テレビCMでシミや吹き出物が改善するという洗顔用石鹸を知った。10個まとめ買いにすると安くなるのでまとめ買いで購入し使用し続けた。その後、瞼が腫れるなどで病院を受診、化粧品が原因ではないかと化粧品を替えたりしたが、改善しなかった。去年、この石鹸を使用している消費者に皮膚障害などの健康被害が発生していることを報道で知った。そんな中、業者から「お騒がせしています」との通知があり、問題になった添加物は入っていないという代替品の石鹸が届いたが不安なので使用していない。現在も飲み薬と保湿剤を常用しており、化粧も出来ない。テレビで報道されたアレルギーの被害と自分の症状がよく似ている。てんぷらやケーキを食べると腫れるしビールも駄目。業者の相談窓口に問い合わせるが全くつながらない。この石鹸が原因なら補償を求めたい。

<相談処理概要>

皮膚科で医師の診断・パッチテストを受けること。念のため、受診に要する交通費、診療費等の 領収書をきちんと保管するよう助言する。電話が繋がりにくい状況であれば、FAXで連絡する方法 もあるので、業者の相談窓口のFAX番号を案内する。また、弁護士会によるアレルギー被害11 0番の相談電話について情報提供した。

<ワンポイントアドバイス>

皮膚障害と製造物責任法

●通信販売で洗顔石鹸を購入した人がアレルギーを起こし被害が出たという相談です。

「原因は、石鹸に配合された加水分解小麦末(水解小麦末)である」と医療機関が発表するまで原因が解らず被害が拡大しました。小麦由来の添加物についてそれまで特に規制もなく、しかも小麦にアレルギーのない人でも、使用によってアレルギーを発症することがあると発表されました。(リュウマチ・アレルギー情報センターHP参照)。

業者は、原因石鹸の回収、水解小麦末を添加しない石鹸との交換や返品の受け付け、被害補償などを行うと発表しています(旧茶のしずく石鹸お客様窓口0120-11-22-66) 重篤な被害者もいることから各地に被害弁護団が結成されました。製造物責任法(PL法)に基づく損害賠償を求める訴訟も起きています。

●製造物責任法 (PL法) とは

具体的には、製造業者等が、自ら製造、加工、輸入又は一定の表示をし、引き渡した製造物の欠陥により他人の身体又は財産を侵害したときは、過失の有無にかかわらず、これによって生じた損害を賠償する責任があることを定めた法律です。

家賃保証会社

家賃保証会社から厳しい取立てを受けている

<相談内容>

2ヶ月分のアパートの家賃を滞納した為、家賃保証会社から高圧的な態度で請求される。保証人にも電話を架けているが迷惑をかけたくないのでやめて欲しい。退去するようにも言われている。

<処理概要>

現時点では保証会社を取り締まる法律がなく規制できない。高圧的な請求についてはどのような 言動か詳細を記録しておき、恐い思いをした場合は警察に相談するよう助言した。保証人への請求 は法律上許されるので、相談者から保証人に現状を説明しておいたほうがいい。退去については、 2ヶ月の家賃滞納で信頼関係が失われたとは言えず、正当な退去理由にはならないことを助言した。

〈ワンポイントアドバイス〉

家賃保証会社との契約内容をチェック!

- ●借主が家賃を滞納した場合に保証会社が一時的に家賃を立て替えますが、立て替えた分は延滞料を含め後日、借主へ請求します。現在借主に対して保証会社が求償として家賃を請求する際、執拗な督促、大声での請求、部屋への立ち入り、水道の閉栓など行き過ぎた督促行為が問題となっていますが、まだ法規制がありませんので指導できる部署がありません。
 - しかし、行き過ぎた取り立て行為は不法行為に当たるとされ損害賠償請求を認めた裁判例もあります。
- ●日本賃貸住宅管理協会では「業務適正化に関する自主ルール」を改正し、家賃の取立て行為について規制を設けています。
- ●連帯保証人は辞めることができるか?

連帯保証人は貸主が承諾しない限り、原則として保証契約を解除することはできません。しかし、借主の家賃滞納が続く場合、貸主に対して「借主との信頼関係は失われたので、今後債務の保証はしない」という主旨の内容証明郵便で解除通告することもいいでしょう。

前払式特定取引

冠婚葬祭互助会を解約するのに高額な手数料を引かれた

<相談内容>

親戚に誘われて冠婚葬祭互助会に加入し、月3,000円の掛け金を5年近く支払っている。しかし、互助会のサービスを受ける予定がないので解約したい。互助会に問い合わせたところ、解約するのであれば、今まで支払った金額から約2割の手数料を差し引いて返す、約款にもそのように書いてあると言う。何のサービスも利用していないのに手数料を取られることに納得できない。契約のときにそのような説明は聞いていないし約款も受け取っていない。

<処理概要>

互助会契約は預貯金などとは違いサービスの提供を目的とした契約です。募集や会員管理に経費がかかることから、契約時の約款等に定めがある場合は、解約時に消費者が支払った金額からこれらの経費を差し引くことを割賦販売法で認めています。しかし具体的に手数料が何%とか計算方法が決められているわけではありません。それぞれの約款に従って計算されることになります。

約款が手元にないのなら業者から約款を取り寄せ、解約手数料の確認をしてみてはいかがでしょうか。解約の手続きをしてから45日以内には返金されることになっています。

(割賦販売法施行規則第123条「前払式特定取引契約約款の基準」)

〈ワンポイントアドバイス〉

前払式特定取引は、解約規定を理解したうえで!

- ●2ヶ月以上の期間にわたり、3回以上に分割して前払いをする冠婚葬祭互助会と友の会は、割賦販売法で前払式特定取引として規制され、営業するには許可が必要です。事業者が定める約款が基準に合致しているかどうか審査され、また営業保証金制度や前受金保全措置の義務などの規制があります。例外として、取引高が1,000万円以下の事業者の場合は、許可なく営業ができることになっています。
- ●業界団体である(社)全日本冠婚葬祭互助協会では、業界のガイドラインとしてモデル約款を作成し、加盟互助会の約款を監修しています。モデル約款によると、解約手数料は、契約金額に応じた定額の募集手数料と集金の回数に応じた募集費を合計した額となっていて、上限金額を例示しています。支払った金額が解約手数料の金額を超えるまでは、解約しても返金がないことになります。
- ●冠婚葬祭互助会の相談窓口として(社)日本冠婚葬祭互助協会が設置している消費者相談センターがあります。専門の資格を持った相談員が対応しています。

電話番号 0120-034820 (月~金 10:00~12:00、13:00~16:00)

和牛預託商法

和牛オーナー契約をしていた業者が倒産した

<相談内容>

10年前に雑誌広告を見て、高配当に惹かれ和牛オーナー契約をした。当初予定通りの配当が有ったので、5年前に増額し、投資総額は700万円である。ところが、事業者が倒産したという通知が破産管財人から届いた。預けたお金はどうなるのか。

<処理概要>

まず、破産管財人から届いた書類に従って手続きすること。また地元の弁護士会に被害者弁護団、 債権者集会等の情報を確認する。破産して会社に財産が残っている場合は債権者に一部は返金され ることもあるが、被害全額の回復は困難であることを説明した。

<ワンポイントアドバイス>

高配当の投資には注意!

- ●和牛預託商法とは、和牛の飼育繁殖事業に出資を募り、出資金で子牛を購入 ・ 飼育し、牛肉や 繁殖した子牛を売却して利益を配当金として還元し、元本は満期に返金するというものです。
- ●和牛オーナー契約は「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」(預託法)の規制を受けます。 「預託等取引契約」とは業者が特定の商品や施設利用券を3ケ月以上預かり、利子などの財産上 の利益を供与する契約をいいます。
 - ・ 指定商品……貴金属、牛、家畜など ・ 施設利用券……ゴルフ場利用券など
- ●規制の内容は①契約の申込みや締結時の書面交付義務、②書面交付日から14日間のクーリング・オフ制度③不当な勧誘行為の禁止、(故意に事実を告げない、嘘を言って勧誘する、威圧的な言動で勧誘する、契約の解除の妨害、預かった商品等や引渡しを拒否することなど)④預託者の業務・財務帳簿の閲覧権、⑤中途解約を自由とし解約手数料等は1割を上限とするなどです。
- ●預託等取引にはリスクがあり元本保証はありません。
- ●広告で高配当を謳っていても商品の相場や経営状態はよくわからない場合が有ります。特に高 配当を強調する投資には、詐欺的なものもあります。業者が倒産したら預けたお金を取り戻す ことは困難です。
- ●広告で実際の内容と違い、虚偽や誇大広告を出していることもありますが、優良誤認表示や有 利誤認表示等の不当な表示は景品表示法で禁止されています。

電気通信事業

パソコンをプレゼントすると言われ、光回線の契約をしたが…

<相談内容>

大手電話会社の代理店から「電話回線を光に替えませんか」と電話があった。「私はインターネットをしないのでよくわからない。娘がたまにやる程度」と答えたが、「契約したら新しいノートパソコンを500円でプレゼントする。電話代は月に7~8千円でインターネットも使い放題」と言うので、得な話だと思い契約した。1ヶ月後に届いた請求明細書を見ると、インターネット接続機器のレンタル料が発生しており、月々の料金も説明より高いことがわかった。驚いて、大手電話会社に「解約したい」と電話したが、「2年以内に解約すると解約料3万円が必要」と言われた。そんな話は聞いていない。納得できない。

<処理概要>

消費者は高齢で「インターネットは使っていないのでよくわからない」と返答しているにもかかわらず、代理店はサービス提供条件や解約条件等について説明していなかった。センターから大手電話会社に電話し、契約に至った経緯と代理店が消費者の知識、経験等を十分に考慮した説明を行っていないことを伝え、契約の取り消しを求めた。後日、代理店から「勧誘時の説明が不十分だったので解約する。解約料も全てこちらで負担する」と連絡があり解決した。

〈ワンポイントアドバイス〉

電気通信サービスは、特商法の適用外なのでクーリング・オフできない!

- ●電気通信サービスは、電気通信事業法により消費者保護が図られているとして、特定商取引法の 適用除外になっているため、電話勧誘販売や訪問販売であったとしても現時点ではクーリング・オ フの適用はありません。
- ●契約する場合は、料金プラン、割引の条件や解約時の違約金等の契約条件をよく確認し、契約した内容の書面や利用に当たっての注意事項などの書類を保管しておきましょう。
- ●インターネットを利用するには、アクセス回線サービスとインターネット接続サービス(プロバイダ)の2つの契約が必要で、それぞれ別の会社が提供する場合と1つの会社が両方を一体として提供する場合があります。契約時はプロバイダが回線事業者の契約の取り次ぎをしてくれた場合でも、解約時には、自分でプロバイダと回線事業者のそれぞれのサービスの解約手続きすることを求められます。手続きをしないと契約が継続されて、料金が発生することになるので注意が必要です。
- ●電気通信事業法では、電気通信事業者や代理店に対して、契約時に事業者の名称及び連絡先、電気通信サービスの提供条件や解約条件等について利用者に説明することを義務付けています。総務省は、契約の重要事項については、書面を交付する等、十分な説明の徹底を事業者に申し入れています。 ※総務省の電気通信利用者相談窓口/電気通信消費者相談センター ☎03-5253-5900/沖縄総合通信事務所 ☎098-865-2302

モバイル通信契約

モバイル通信が利用できない!クーリング・オフできるの?

<相談内容>

家電量販店で2年間のモバイル通信契約を結べば、どこでもインターネットが利用できるし、パソコンも500円で買えるというお得なプランがあった。自宅住所を伝え利用できるエリアかどうか調べでもらったところ、通信可能エリアと言われたのでモバイル通信とパソコンのセット契約をした。しかし、自宅では圏外となり利用できないのでクーリング・オフしたい。

<処理概要>

通信サービスを規制する「電気通信事業法」には現時点ではクーリング・オフ規定がない。モバイル通信はいつでもどこでも使えるサービスで便利だが、実際環境によって利用エリア内であっても使えないケースがあることを説明した。また、2年以内の解約となると、パソコンとモバイル通信のセット契約なので高額な解約料となる。業者と相談しながら使える場所や利用方法を検討してみたらどうかと助言したが、自宅で利用できることを念押しして契約したので納得できないとのことだった。センターから販売店に苦情を伝え検討を依頼した。販売店が調査した結果、圏外表示が出て自宅で利用できないことが確認できたので、今回は無条件で解約するとのことで解決できた。

〈ワンポイントアドバイス〉

モバイル通信とパソコンのセット契約ってお得なの?

- ●モバイル通信とは、無線インターネット接続サービスのことです。携帯電話やデータ通信カードをパソコン等に接続するだけで、いつでもどこでもインターネットが利用できます。
- ●通信可能エリア内であっても、環境、建物の構造などによって利用できない部屋もあります。 使用したい場所での通信が可能かどうか契約前に確認しましょう。
- ●「通信速度が速いと言われたのに遅い」という相談もありますがパンフレットに最高速度が記載されていても保証するものではありません。場所や時間によって速度が遅い、利用できないこともあります。
- ●通信機器の利用方法や料金形態は複雑です。広告やチラシなど安価なプランや、同時購入商品(パソコンや通信機器等)のセット割引に目が行きがちですが、長期契約になるリスクを考えましょう。途中で解約する場合、通信機器の代金の違約金も含めた高額な違約金が発生することがありますので契約内容の確認をきちんとしましょう。

スマートフォン

アプリが原因?それとも端末?修理をしても直らない

<相談内容>

スマートフォンを利用して1カ月になるが以下のような不具合がたびたび発生する。

- (1) 通話中に画面が暗くなり操作ができなくなる
- (2) アプリを利用中に勝手に再起動することがある
- (3) カメラのアプリを使うと画面が固まってしまう場合がある

購入したスマートフォンは不良品ではないか?新品と交換してほしい。

<処理概要>

近年スマートフォンは気軽にインターネットを楽しめることや、写真・メール・位置情報の機能が簡単に使えることから爆発的に普及しはじめている。スマートフォンはパソコン機能を持つ携帯電話と考えたほうがよく、パソコンと同じようにハード・ソフト面において様々なトラブルが発生している。スマートフォンの不具合は①端末(ハードウエア)によるもの②アプリ(ソフトウエア)によるもの③特定の利用状況によるもの等いくつかの原因が考えられる。不具合が起きた際にどの様な状況で起こったのか、詳細について購入店やメーカーに伝え、解決策を相談するよう助言した。

<ワンポイントアドバイス>

スマートフォンは個人情報の流出に注意!

スマートフォン利用上の注意点

- ●トラブルのあるスマートフォン端末をメーカーが修理する場合は、インストールしたアプリをすべて外し初期の状態から検証・修理します。検証時に特定の不具合が再現しない場合、端末には原因がないとみなされ、アプリや利用者自身の環境に問題があると判断されます。アプリ固有の問題や、アプリ同士の相性に問題がある場合には原因の特定が困難なこともあり、単純に端末を新品と交換しても問題が解決しない場合もあります。
- ●スマートフォンでもコンピュータウイルスが急増しています!スマートフォンは便利な反面、 たくさんの個人情報(電話番号、氏名、住所、位置情報、口座番号等)を含んでおり、一度ウ イルスに感染すると、重要な情報が外部に流出する可能性があります。セキュリティ対策ソフ トの導入や、安全性の高いアプリだけを利用する等、安全管理をしっかり行いましょう。

振り込め詐欺

医療費の還付金を受け取るつもりが、振り込め詐欺の被害にあった!

<相談内容>

自宅に保険事務所の職員を名乗る男性から電話があり、「医療費の還付金を受け取る手続きの資料を送ったがまだ手続きが取られてない、今日中に受け取り手続きをしないと受け取れない」と言われた。手続きのため通帳のキャッシングカードを持ちATM機の前に行くよう誘導され、携帯電話で指示を受け言われる通り入力した。3日後に還付金が振り込まれると言っていたのに、逆に自分の口座から相手口座に100万円を振り込んでしまっていたことが記帳して分った。

<処理概要>

典型的な振り込め詐欺の手口である。相談者は高齢で医療費の出費は多いため、還付金の話を信じてしまい、しかもキャッシングカードで振込手続きをしたことがなく、意味もよく分らずに言われるまま操作して被害に遭ったようだ。現状では被害額の取り戻しは困難であるので警察へ被害届を出すよう助言した。

<ワンポイントアドバイス>

振り込め詐欺の手口はいろいろ

- ●いろいろな手口
 - ①オレオレ詐欺……「オレオレ」と息子や孫を装う(固定・携帯電話にて) 「会社のお金を使い込んだ」「交通事故の示談金」などといい、お金を振り込ませようとする手 口です。警察官などを装う場合もあります。
 - ②架空請求詐欺……不特定多数の者に対し主に書面等を送付 過去の商品代や情報料などが未納を口実に、根拠のない料金を請求し、振り込ませようとする 手口です。
 - ③融資保証金詐欺……チラシやネット広告等などで融資する旨勧誘するが実際には融資すること はありません。融資申し込み者に対し、保証金などを名目に、現金を振り込ませようとする手 口です。
 - ④還付金詐欺……税務署や市役所など公的機関名をかたる 「税金や医療費等を返還します」などとかたり、ATM機に行かせ、携帯電話で指示し実際には 相手(詐欺者)の口座にお金を振り込ませる手口です。
- ●被害にあわないためには
 - ①公的機関などが、ATMを操作させ、お金を返すなどということはありません。
 - ②すぐにお金を振り込まないで、自分の家族や親戚又は警察に相談してください。
 - ③最近は、直接現金を送らせたり、個人やバイク便などを手配し受取に行かせる場合もあります ので注意しましょう。
- ●振り込め詐欺救済法により口座凍結も可能になりました。被害にあった場合はすぐに最寄りの警察へ申し出るようにしましょう。

名義貸し

軽い気持ちで名義を貸したことが思わぬトラブルに!

<相談内容>

「絶対に迷惑かけないから、消費者金融業者からお金を借りるため、名義を貸してほしい」と友人に頼まれ、信じてしまい気軽に消費者金融から10万円を借入し、友人に現金を渡した。しかし友人は約束を守らず返済を怠ったため、消費者金融より遅延損害金を含め残金一括請求を受けている。金利は法定金利であるが、自分としては名義を貸しただけなので実際にお金を使った友人に請求してほしい。

<処理概要>

消費者金融業者への融資申し込みは相談者の名義で行われ、融資を受けており金銭消費貸借契約は相談者と消費者金融業者との間で成立している。友人にお金を渡したことは金融業者の関知してなかったことであり、友人との個人的な約束である。名義貸しを承諾している以上返済義務を免れることは難しいなど、名義貸しの責任について説明したところ、相談者は了解した。今後の返済方法については金融業者と話し合ってみることになった。

<ワンポイントアドバイス>

名義貸しの責任

●名義貸しとは?

- ①金銭消費貸借契約(借金)や商品などの売買契約に際して、友人や知人などに頼まれて、契約名 義人になり、現金や商品等は友人や知人に渡し、自分が使うことはほとんどないのが名義貸しで すが、契約責任だけは発生することをいいます。
- ②契約に合意する、あるいは契約書に署名すると、契約当事者として契約に伴う責任を負います。 名義を貸すということは契約当事者になるということです。名義を貸した本人は「自分は騙された」 「名前を貸しただけ」と主張しますが、そのような言い訳は通用せず、借りた金銭は自分が使わな かったとしても契約上の名義人に返済の義務が発生します。
- ③名義を貸してクレジット契約書に署名したが、印鑑を押していなければ契約は成立しておらず支 払義務はないのでは?と思っている人もいるようですが、名義貸しに同意し署名すれば名義貸し の責任が発生します。

連帯保証人

離婚しても返済責任を負う連帯保証人(住宅ローン)

<相談内容>

20年前に夫名義で自宅を購入。4500万円で住宅ローンを組み、自分が連帯保証人となったが、3年ほど前に夫婦仲がうまくいかずに離婚した。その後別れた夫は事業がうまくいかず、収入が減少し消費者金融からの借金に加え、住宅ローンを延滞し、自己破産寸前である。元夫が自己破産し自宅を処分しても住宅ローンの残債が残った場合、離婚した元妻に連帯保証人として返済義務はあるのか

<処理概要>

連帯保証人は夫婦間での約束ではなく、住宅ローン借入先と夫の融資契約を保証するので、離婚により別のところに住んでいたとしても、もしくは相手が死亡した場合でも、連帯保証人になっている以上、残額については返済義務があることを説明した。

<ワンポイントアドバイス>

連帯保証人の責任は逃れられない

- ●連帯保証人とは、保証人が債務者と連携して支払い責任を負うという保証方法のひとつです。
- ●「保証人」と「連帯保証人」の違い
- ①保証人は、債権者から請求を受けた場合、まず主たる債務者に請求するよう申し出ることができます(催告の抗弁 民法452条)。
- ②保証人が、主たる債務者に弁済する資力があり、執行が容易であれば、そのことを証明し、主たる債務者の財産を押さえるよう申し出ることができます(検索の抗弁 民法453条)。
- ③連帯保証人の場合は、①②の主張ができないのです(民法454条)。
- ④保証人は複数いる場合、その数で割った金額を返済すれば済みます(民法456条)が連帯保証人の場合は、何人いようと借金全額について返済責任を負わなければならないのです。
- ※「迷惑をかけないから」と言われても、連帯保証人の責任は重く、連帯保証人を引き受けるのは、 それだけの覚悟が必要です。くれぐれもご注意ください。
- ●「連帯債務者」と「連帯保証人」の違い
 - 住宅ローンを借りるとき、主たる名義人(夫)の年収だけでなく妻の収入も合算することがあります。合算者(妻)は「連帯債務者」もしくは「連帯保証人」となります。
- ①本人と同様に債務を負うのが「連帯債務者」で、いつでも金融機関から返済請求を受る可能性があります。(負担割合に応じた住宅ローン控除を受けることも可能です)
- ②人の保証をするのが「連帯保証人」で、本人の返済が滞った場合、返済請求を受ける立場にあります。 (住宅ローン控除の適用を受けることはできません)

未成年者契約

キャッチセールスで未成年者が高額な美顔器を購入契約

<相談内容>

19歳の娘が6か月ほど前に繁華街の路上で声をかけられ、美容に関するアンケートに協力したところ、お礼に無料の美顔エステ券をもらった。その場で肌があれていると言われ、近くの営業所に連れて行かれ、無料の美顔エステを体験した。担当者からニキビ肌が改善されると30万円の高額な美顔器を熱心に勧められ、親の承諾を得ないまま購入契約をしたようだ。しかし説明のような効果もなく、アルバイト収入も減り毎月の支払いが困難な状況である。未成年者契約の取り消しを主張したいが、できるだろうか。

<処理概要>

契約書を確認したところクレジット会社を通して分割払いによる購入契約になっていた。事例はキャッチセールスに該当し、クーリング・オフの適用がありますが、8日間を過ぎていたのでできませんでした。親に無断で高額な契約をしたとのことで、法定代理人の同意がない未成年者の契約として取り消すことが可能と考えられたため、相談者に対し、販売業者とクレジット会社に未成年者契約の取消通知を出すよう助言した。その結果、販売業者が契約取り消しに応じることになり、商品は販売店に返し、支払済の金額は契約者へ返還され終了とした。

<ワンポイントアドバイス>

未成年者契約の取消

- ●未成年者は知識や経験が乏しく、判断能力が未熟なため契約によって、思わぬ不利益を受けることがあります。そのため民法では、未成年者が法定代理人(通常は両親)の同意を得ずに行った契約は取り消すことができるとされています。
- ●取消しのできない場合
 - ①小遣いの範囲の契約
 - ②法定代理人が未成年者に営業を許可している場合、その営業に関して行った契約
 - ③結婚した未成年者の契約
 - ④成人してから契約を認める行為をしたとき
 - ⑤未成年者が「成人である」「親の同意を得た」などと嘘をついたとき
 - (業者に強要された場合は取消すことができます)

●キャッチセールスとは?

駅や繁華街などの路上で「アンケートに答えてほしい」「絵画の展示会をしているから見ていかないか」などと声をかけ、販売目的を隠して近づき、営業所や喫茶店などに連れていき、商品や役務(サービス)を契約させる販売方法です。

※キャッチセールスは特定商取引法によりクーリング・オフ制度(8日間)が適用されます。

消滅時効の援用

これって時効?時効なら放っておいていいの?

<相談内容>

昨日、債権回収業者から13年以上も前に消費者金融から借りた借金の返済請求書が届いた。当時20万円を借りたが、請求額は遅延利息がついて100万円を超える金額だった。ここ10年は生活が苦しく転居を繰り返し借金の返済を全くしていなかった。現在は体調を崩し無職であり返済の目途は全くたたない。借金を返していない期間が続いたら時効になることがあると聞いたが、時効なら返済せず放っておいていいのか

<処理概要>

相談者は消費者金融から借入し、返済できず13年以上経過していると言う。その間に裁判所の支払督促など法的な手続きがとられていなければ、時効の援用が可能と思われる。相談者は転居を繰り返していたのでよく分からないようであったが、まずは時効の援用を申し出てみるようよう助言し、書き方を説明、内容証明郵便で送るように伝えた。相談者より、その後、業者から請求書が届くことはなくなったと電話連絡を受けた。

<ワンポイントアドバイス>

消滅時効の援用について

●消滅時効とは

一定期間継続して権利が行使されないときに、その権利を消滅させる時効制度のことです。よ く問題となるのは貸金債権の場合です。上記の事例は商事債権なので、時効は5年となります。

●時効の援用

時効の完成後、債務者が債権者に対して時効の援用を申し出ることによって、消滅時効は成立 するため、書面(内容証明など)により証拠を残す形で申し出ることが重要です。つまり、時 効が完成していても放置していれば消滅時効は成立せず、債権者はいつまでも請求権を行使で きることになります。

●時効期間の参考例(民法・商法)

項目	期間
® 飲食・宿泊代金・レンタル料	1年
・ 電気料金・ 弁護士の債権	2年
・ 請負人の債権	3年
⑥ 金融機関の貸金債権	5年
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10年

商品試買テスト結果報告

テーマ: 沖縄県における【ポークランチョンミート缶詰】の品質実体調査

農林水産省 東京農林水産消費技術センター(当時) 沖縄県県民生活センター

1. 目 的

ポークランチョンミート缶詰(以下ポーク缶詰と称する)は、終戦後のアメリカ統治下、米軍の配給物質として支給され、以来沖縄県の食生活に定着して、ゴーヤチャンプルーやポーク卵等に利用されている。この、【ポーク缶詰】は、国内消費量の約95%が沖縄県内で食卓に供されている。

沖縄地区税関によると、ポーク缶詰については、約5,200トンの沖縄特別輸入枠があるため、 デンマークを筆頭に、アメリカ合衆国、中華人民共和国など各国の商品が流通し、さらに、国 産品(沖縄県)も加わり、その商品の種類も多く、必ずしも品質等の実態は明らかでない。

そのため、ポーク缶詰の「品質」、「表示」等を調査し、消費者への商品情報を提供する目的とした。

- 2. 実施期間: 平成11年7月~平成12年3月
- 3. 対象食品: 那覇市内で販売されているポーク缶詰18点を調査した。その内訳は表1、ポーク缶詰の試買品の外観を写真1に示す。

	びょ か グランノコンミ 下山町 見
試料番号	商品名
1	PLUMROSE Bacon Grill
2	Midland Pork Luncheon Meat
3	TULIP ベーコンランチ
4	TULIP ポークランチョンミート
5	TULIP ポークランチョンミート
6	TULIP チャンプルーポーク
7	SPAM
8	SPAM LUNCHEON MEAT
9	CO•OP PORK
10	ESMARK DANISH PORK LUNCHEON MEAT
11	PLUMROSE Pork Luncheon Meat
12	CELEBRITY DANISH PORK LUNCHEON MEAT
13	DAK chopped&cured Pork
14	DAK chopped Ham with Pork
15	Midland Red Pork Chopped Pork
16	Midland Bacon Luncheon Meat
17	Flying Wheel BRAND
18	Ma Ling PORK LUNCHEON MEAT

表1 ポークランチョンミート缶詰一覧



4. テスト結果

4-1表示

- 〇原産国はデンマークが13点、アメリカ合衆国2点、中華人民共和国2点、国産(沖縄)1点であった。
- ○原産国の表示は全てに記載されていた。
- ○賞味期限が2銘柄表示されてなく、また製造年月日も2銘柄表示されてなかった。
- ○適塩、減塩、低脂肪、脂肪ひかえめ等と表示されている銘柄が7割を占めていた。
- ○原材料の表示については、商品の主原料は豚肉だけであった。
- ○栄養成分表示されている銘柄が2点だけであった。
- 〇日本農林規格で使用が定められている食品添加物表示はランチョンミート缶詰の銘柄のみ であった。

4-2 重量

○340グラムの商品が11銘柄、300グラムが3銘柄、200グラムが2銘柄、450グラムと180グ ラムがそれぞれ1銘柄であった。

4-3 品質

- 〇ポーク缶詰の内容量は、計量法公差内で3件で過不足があった。
- 〇主要栄養成分を化学分析したところ、たんぱく質 $8.4g\sim16.2g/100g$ 、脂質 $19.6g\sim29.5g/100g$ 、炭水化物 $0.3g\sim4.4g/100g$ であった。三大栄養素では脂質が最も多かった。 1銘柄で炭水化物が不検出かつ脂質が極端に低い値を示し、他の商品と栄養成分の構成が異なっていた。デンマーク製の商品が全般的に高い値を示した。

- 〇水分、食塩はそれぞれ $51.7 \sim 63.3 \text{ g}/100 \text{ g}$ 、 $1,0 \sim 2.2 \text{ g}/100 \text{ g}$ であった。
- ○脂肪は控えめ、塩分ひかえめ等表示のある製品と表示のない製品との差はあまりみられなかった。
- ○エネルギーは、252.8~346.4キロカロリーと製品による差が大きかった。
- ○アミノ酸はカルノシン、タウリン、アラニンの成分が多かった。
- 〇ミネラル成分は、Ca(カルシウム)が多い。
- ○豚肉の発色剤(亜硝酸イオン)は無使用が2件で、殆どの製品が4.4mg ~ 28.4mg/kgの値を示した。
- ○でんぷんは平均値4%の値を示し、6銘柄が不検出であった。
- ○重金属類のCd(カドミウム)のついては問題はないが、Pb(鉛)については0.02 ~ 0.48mg/100gと高い値を示す製品もあった(最大値は最小値の24倍)。
- ○放射性物質については特に問題はなかった。

4-4 合成保存料

ガスクロマト装置で分析した結果、検出されなかった。

5. まとめ

ポーク缶詰は、発色剤の使用量によって鮮やかなピンク色で、肉(たんぱく質)の塊のように思えるが半分以上が水分であり、又たんぱく質、脂質、炭水化物の三大栄養素では、脂質が最も多く含まれていることがわかった。おおむねたんぱく質の約9倍が脂質であった。

●ポーク缶詰を使用した料理



ゴーヤーチャンプルー



ポーク卵

製品事故相談事例:強化ガラス製鍋蓋の破損

1. 相談日:平成21年10月

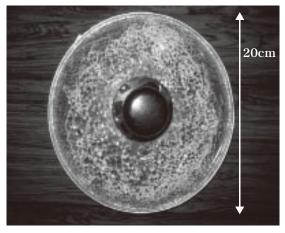
2. 相談内容:

5年前に購入したフライパンの強化ガラス製蓋を洗浄後、蓋立てケースに納めていた。しばらくすると、大きな爆発音とともに強化ガラスが破損した。なお、強化ガラスに飛散はなかった。

- 3. 製品事故調查依頼先:独立行政法人製品評価技術基盤機構九州支所
- 4. 調査内容:

4.1 外観観察

イ) 当該鍋蓋は、耐熱性の強化ガラスを使用しており、ガラス部は細かくひび割れしているが、金属枠に保持された状態である。【写真1,2】

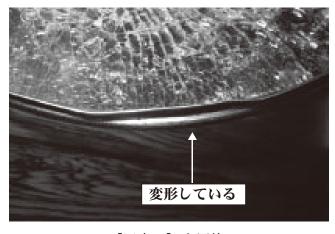


【写真1】上面



【写真2】下面

口)蓋の金属枠に一部変形がみられたが、発生時期の特定はできず、また強化ガラスの 破面模様に起点となる破面の様子が観察されないため、今回の破損に影響はなかっ たものと考えられる。【写真3】



【写真3】 金属枠

ハ) つまみ部は樹脂製であるが、溶融、破損などの異常はみられない。



【写真4】破壊起点

4.2 破面観察

強化ガラスの破面模様を観察した結果、破壊起点はつまみ部と接触している部分であった。破壊起点にある破片の破面をマイクロスコープで観察したところ、破片の一つに異物(硫化ニッケル)の混入が認められ、破壊起点部に発生するフェザーマークが確認された。



【写真5】破壊起点被面の異物



【写真6】 異物拡大

5. 結論:

現品調査の結果から、強化ガラス製鍋蓋の破損原因は、強化ガラスの製造工程中に混入した異物であるものと思料され、当センターでは、再発防止の一環として販売店へ「検品体勢の改善」を申し入れ、相談を終了とした。